

独立行政法人国立文化財機構任期付職員の就業に関する規則

平成19年4月1日
国立文化財機構規程第11号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、期間を定めて雇用する常勤の職員（(労働契約法（平成19年法律第128号）第18条の規定により期間の定めのない雇用となった者を含む。）以下「任期付職員」という。）の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 任期付職員の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及びその他の法令の定めるところによる。

(任期付職員の種類等)

第2条 この規則を適用し雇用することができる任期付職員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 任期付研究員
- (2) 任期付専門員
- (3) 任期付専門職員

2 前項各号に掲げるものの就業に関する事項については、第2章以下に定めるところによるほかは、独立行政法人国立文化財機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）の規定を準用する。

第2章 任期付研究員

(任期付研究員の定義等)

第3条 任期付研究員とは、研究分野において高度の専門的な知識経験を必要とする業務に一定の期間従事する研究員をいう。

第4条 任期付研究員の選考については、独立行政法人国立文化財機構研究職員選考規程による。

- 2 任期付研究員の採用は、予算の確保に基づき行わなければならない。
- 3 理事長が特に必要と認める場合には、独立行政法人国立文化財機構研究職員選考規程によらない選考を行うことができる。
- 4 前項による選考を行う場合の選考方法は、理事長がその都度定める。

(就業に関する特例)

第5条 任期付研究員には、就業規則第17条、第20条、第26条及び第47条の規定は準用しない。

(契約期間)

第6条 任期付研究員の契約期間は、3年を超えない範囲内とする。

- 2 契約期間は、予算の状況、勤務実績の評価及び従事している業務継続の必要性等により更新することがある。ただし、更新は、原則採用した日から通算して5年を超えないものとする。
- 3 同条第1項、前項の規定にかかわらず、契約期間は満65歳に達した日以降における最初の3月3

1 日を超えることはできない。

(任期付研究員に支給する給与)

第 7 条 任期付研究員に支給する給与は、基本給、通勤手当とする。

2 前項にある給与には、独立行政法人国立文化財機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第 19 条に規定する管理職手当相当額を含むものとする。

(給与の支払)

第 8 条 前条の給与は、給与規程第 4 条から第 9 条の規定を準用して、支給する。

(基本給)

第 9 条 基本給は、別途定める任期付職員基本給表により、決定する。

(手当)

第 10 条 通勤手当は、給与規程第 23 条の規定を準用し、支給する。

(退職手当)

第 11 条 削除

第 3 章 任期付専門員

(任期付専門員の定義等)

第 12 条 任期付専門員とは、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して行うことが必要と認める業務に雇用する者をいう。

(選考)

第 13 条 任期付専門員の採用は、選考による。

2 任期付専門員の採用は、予算の確保に基づき行わなければならない。

3 選考は、原則公募とし、公募期間は 2 週間以上とする。

4 公募は、次の各号に定める事項を入れて行う。公募の詳細は各施設において定める。

- (1) 職種及び採用予定人員
- (2) 採用時の勤務場所
- (3) 職務内容
- (4) 応募資格
- (5) 提出書類
- (6) 選考方法
- (7) 採用予定者の決定及び通知方法
- (8) 採用予定日
- (9) 勤務条件及び給与
- (10) 応募手続き
- (11) その他必要な事項

5 選考は、各施設において選考委員会を設置して行う。選考委員会の委員長は、施設の長とし、その他の委員は、施設の長が指名する。選考委員会に関する事項は、各施設において定める。

6 理事長が必要と認める場合には、公募によらない選考を行うことができる。

7 前項による選考を行う場合の選考方法は、理事長がその都度定める。

(就業に関する特例)

第 14 条 任期付専門員には、就業規則第 17 条、第 20 条、第 26 条及び第 47 条の規定は準用しない。

(契約期間)

第 15 条 任期付専門員の契約期間は、3 年を超えない範囲内とする。

2 契約期間は、予算の状況、勤務実績の評価及び従事している業務継続の必要性等により更新することがある。ただし、更新は、原則採用した日から通算して 5 年を超えないものとする。

3 同条第 1 項、前項の規定にかかわらず、契約期間は満 65 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を超えることはできない。

(任期付専門員に支給する給与)

第 16 条 任期付専門員に支給する給与は、基本給、通勤手当とする。

2 前項にある給与には、給与規程第 19 条に規定する管理職手当相当額を含むものとする。

(給与の支払)

第 17 条 前条の給与は、給与規程第 4 条から第 9 条の規定を準用して、支給する。

(基本給)

第 18 条 基本給は、別途定める任期付職員基本給表により、決定する。

(手当)

第 19 条 通勤手当は、給与規程第 23 条の規定を準用し、支給する。

第 3 章 任期付専門職員

(任期付専門職員の定義等)

第 20 条 任期付専門職員とは、専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して行うことが必要と認める業務に雇用する者をいう。

(選考)

第 21 条 任期付専門職員の採用は、選考による。

2 任期付専門職員の採用は、予算の確保に基づき行わなければならない。

3 選考は、原則公募とし、公募期間は 2 週間以上とする。

4 公募は、次の各号に定める事項を入れて行う。公募の詳細は各施設において定める。

- (1) 職種及び採用予定人員
- (2) 採用時の勤務場所
- (3) 職務内容
- (4) 応募資格
- (5) 提出書類
- (6) 選考方法
- (7) 採用予定者の決定及び通知方法
- (8) 採用予定日
- (9) 勤務条件及び給与
- (10) 応募手続き

(11) その他必要な事項

- 5 選考は、各施設において選考委員会を設置して行う。選考委員会の委員長は、施設の長とし、その他の委員は、施設の長が指名する。選考委員会に関する事項は、各施設において定める。
- 6 理事長が必要と認める場合には、公募によらない選考を行うことができる。
- 7 前項による選考を行う場合の選考方法は、理事長がその都度定める。

(就業に関する特例)

第 22 条 任期付専門職員には、就業規則第 17 条、第 20 条、第 26 条及び第 47 条の規定は準用しない。

(契約期間)

第 23 条 任期付専門職員の契約期間は、3 年を超えない範囲内とする。

- 2 契約期間は、予算の状況、勤務実績の評価及び従事している業務継続の必要性等により更新することがある。ただし、更新は、原則採用した日から通算して 5 年を超えないものとする。
- 3 同条第 1 項、前項の規定にかかわらず、契約期間は満 65 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を超えることはできない。

(任期付専門職員に支給する給与)

第 24 条 任期付専門職員に支給する給与は、基本給、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当とする。

(給与の支払)

第 25 条 前条の給与は、給与規程第 4 条から第 9 条の規定を準用して、支給する。

(基本給)

第 26 条 基本給は、別途定める任期付職員基本給表により、決定する。

(手当)

第 27 条 通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当は、給与規程第 23 条、第 25 条から第 27 条の規定を準用し、支給する。

第 4 章 期間の定めのない雇用への転換

(期間の定めのない雇用への転換)

第 28 条 この規程により雇用される期間その他機構における期間の定めのある雇用の期間を通算した期間が 5 年を超える者が、現に締結している契約期間が満了する日の 30 日前までに所定の様式により、期間の定めのない雇用への転換を申し出たときは、労働契約法その他の法令の定めるところにより、当該契約期間の満了する日の翌日から期間の定めのない雇用となる。

- 2 前項の規定により期間の定めのない雇用となった者については、第 6 条第 1 項、第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 23 条第 1 項、第 2 項の規定は適用しない。

(期間の定めのない雇用となった者の定年退職の日)

第 29 条 前条の規定により期間の定めのない雇用となった者の定年は、満 65 歳とし、退職の日は、定年に達した日以後の最初の 3 月 31 日とする。

(期間の定めのない雇用となった者の労働条件)

第 30 条 期間の定めのない雇用となった者の労働条件は、原則、第 29 条、第 31 条及び第 32 条を

除き、期間の定めのない雇用となった日の前日に締結していた労働条件及び適用を受けていた就業規則によるものとする。

(期間の定めのない雇用となった者の休職)

第 3 1 条 期間の定めのない雇用となった者が次の各号の一に該当する場合は、これを休職にすることができる。

- (1) 病気休職 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
 - (2) 起訴休職 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合
 - (3) 災害休職 水難、火災、その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
 - (4) その他休職 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合
- 2 期間の定めのない雇用となった者を休職にする場合は、その際、理由を記載した文書を交付する。ただし、職員から同意書の提出があった場合は、この限りではない。
- 3 前項の文書の交付を行う際に、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法(明治29年法律第89号)第98条第2項に定める方法によって公示することにより行う。この場合には、同条第3項の規定により、公示された日から14日を経過したときに文書の交付があったものとみなす。
- 4 第1項各号に掲げる休職の期間は、次のとおりとする。
- (1) 第1号に掲げる病気休職の期間 1年を超えない範囲内で必要に応じた期間。ただし、1年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。
 - (2) 第2号に掲げる起訴休職の期間 その事件が裁判所に係属する間。
 - (3) 第3号に掲げる災害休職の期間 1年を超えない範囲内で必要に応じた期間。ただし、1年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。
 - (4) 第4号に掲げる休職の期間 1年を超えない範囲内で必要に応じた期間。ただし、1年を超えない範囲内においてこれを更新することを妨げない。
- 5 前条第1号の病気休職及び当該休職期間の更新は、原則として医師の診断の結果に基づいて行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、施設の長が指定する医師の診断を受診すべきことを命ずることがある。
- 6 第4項第1号の病気休職の期間は、同一の休職事由に該当する状態が存する限り、その原因である疾病の種類が異なった場合であっても1年を超えることはできない。この場合において、復職後1か月以内に同一の事由により休職を要する状態になったときは、当該休職期間は前休職期間に通算するものとする。
- 7 前項の休職の期間中、給与は支給しない。
- 8 休職にされた者が、その引き続く休職期間が1年を満了した後もなお休職の事由が消滅しない場合には、その期間の満了をもって退職するものとする。

(期間の定めのない雇用となった者の復職)

第 3 2 条 期間の定めのない雇用となった者が、休職期間中にその事由が消滅したときは、すみやかに復職させるものとする。

- 2 休職期間が満了したときは、当然復職するものとする。ただし、なお、休職事由が存する場合は、この限りではない。
- 3 前条第1項第1号に規定する病気休職から復職または休職の期間の満了前に復職させる場合は、前

条第 5 項の規定を準用する。

- 4 復職させる場合、業務の都合により休職以前と異なる職務に就かせることがある。

別表 1 (第 9 条、第 18 条、第 26 条関係) 任期付職員基本給表

号 俸	基本給月額	年額
1	300,000	3,600,000
2	350,000	4,200,000
3	400,000	4,800,000
4	450,000	5,400,000
5	500,000	6,000,000
6	550,000	6,600,000
7	600,000	7,200,000
8	650,000	7,800,000
9	700,000	8,400,000
10	750,000	9,000,000
11	800,000	9,600,000
12	850,000	10,200,000
13	900,000	10,800,000
14	950,000	11,400,000
15	1,000,000	12,000,000
16	1,050,000	12,600,000
17	1,100,000	13,200,000
18	1,150,000	13,800,000
19	1,200,000	14,400,000
20	1,250,000	15,000,000

単位：円

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 1 月 13 日に改正、同日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
独立行政法人国立文化財機構任期付職員の就業に関する規程に定めるその他必要な事項に関して、平成 19 年 4 月 1 日以降、次のとおりとする。

I 第 9 条関係

平成 19 年度 任期付研究員基本給表

号 俸	基本給月額
1	330,000
2	367,000
3	396,000
4	399,000
5	461,000
6	524,000
7	610,000
8	711,000
9	812,000

単位：円

II 第 18 条関係

平成 19 年度 任期付専門員基本給表

号 俸	基本給月額
1	250,000
2	300,000
3	350,000
4	400,000
5	500,000
6	600,000
7	700,000
8	800,000
9	900,000

単位：円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 12 月 1 日に改正し、同日から施行する。

(基本給)

- 2 独立行政法人国立文化財機構任期付職員の就業に関する規則に定めるその他必要な事項に関して、平成 21 年 4 月 1 日以降、次のとおりとする。

I 第 9 条関係

平成 21 年度 任期付研究員基本給表

号 俸	基本給月額
1	330,000
2	367,000
3	396,000
4	399,000
5	460,000
6	523,000
7	609,000
8	709,000
9	810,000

単位：円

II 第 18 条関係

平成 21 年度 任期付専門員基本給表

号 俸	基本給月額
1	249,000
2	299,000
3	349,000
4	399,000
5	499,000
6	599,000
7	698,000
8	798,000
9	898,000

単位：円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 12 月 24 日に改正、同日から施行し、平成 22 年 12 月 1 日から適用する。

(基本給)

- 2 独立行政法人国立文化財機構任期付職員の就業に関する規則に定めるその他必要な事項に関して、平成 22 年 12 月 1 日以降、次のとおりとする。

I 第9条関係

平成22年度 任期付研究員基本給表

号 俸	基本給月額
1	330,000
2	367,000
3	396,000
4	398,000
5	459,000
6	522,000
7	608,000
8	707,000
9	808,000

単位：円

II 第18条関係

平成22年度 任期付専門員基本給表

号 俸	基本給月額
1	249,000
2	299,000
3	349,000
4	398,000
5	498,000
6	598,000
7	697,000
8	797,000
9	896,000

単位：円

附 則

この規則は、平成23年4月8日に改正し、同日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年3月23日に改正、同日から施行し、平成24年3月1日から適用する。
(基本給)
- 2 独立行政法人国立文化財機構任期付職員の就業に関する規則に定めるその他必要な事項に関し

て、平成 24 年 3 月 1 日以降、次のとおりとする。

I 第 9 条関係

平成 23 年度 任期付研究員基本給表

号 俸	基本給月額
1	330,000
2	367,000
3	396,000
4	398,000
5	459,000
6	522,000
7	605,000
8	704,000
9	804,000

単位：円

II 第 18 条関係

平成 23 年度 任期付専門員基本給表

号 俸	基本給月額
1	249,000
2	299,000
3	349,000
4	398,000
5	498,000
6	596,000
7	694,000
8	794,000
9	892,000

単位：円

附 則

- この規則は、平成 25 年 3 月 22 日に改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(基本給)
- 独立行政法人国立文化財機構任期付職員¹の就業に関する規則に定めるその他必要な事項²に関して、平成 25 年 4 月 1 日以降、次のとおりとする。

I 第 9 条関係

任期付研究員基本給表

号 俸	基本給月額
1	330,000
2	367,000
3	396,000
4	398,000
5	459,000
6	522,000
7	605,000
8	704,000
9	804,000

単位：円

II 第 18 条関係

任期付専門員基本給表

号 俸	基本給月額
1	249,000
2	299,000
3	349,000
4	398,000
5	498,000
6	596,000
7	694,000
8	794,000
9	892,000

単位：円

III 第 26 条関係

任期付専門職員基本給表

号 俸	基本給月額
-----	-------

1	180,000
2	200,000
3	220,000
4	240,000
5	260,000
6	280,000
7	300,000
8	320,000
9	340,000
10	360,000

単位：円

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年11月28日に改正し、同日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(基本給)

- 2 独立行政法人国立文化財機構任期付職員の就業に関する規則に定めるその他必要な事項に関して、平成26年4月1日以降、別表1から3のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成27年3月20日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

(基本給の切替えに伴う経過措置)

- 2 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給が同日において受けていた基本給に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、同日において受けていた基本給を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年9月18日に改正し、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年4月1日の前日から引き続いて雇用する者については、第6条第2項、第15条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、当該雇用が継続する間、改正前の規定により契約の更新をすることができる。
- 3 改正後の第4章の規定は、平成25年4月1日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある雇用について適用し、平成25年4月1日前の日が初日である期間の定めのある雇用の契約期間は、第28条第1項に規定する通算した雇用の期間には、算入しない。

附 則

この規則は、平成28年2月10日に改正、同日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表 1 (第 9 条関係) 任期付研究員基本給表

号 俸	基本給月額
1	3 2 7,0 0 0
2	3 6 3,0 0 0
3	3 9 1,0 0 0
4	3 9 3,0 0 0
5	4 5 3,0 0 0
6	5 1 5,0 0 0
7	5 9 5,0 0 0
8	6 9 2,0 0 0
9	7 9 0,0 0 0

単位：円

別表 2 (第 1 8 条関係) 任期付専門員基本給表

号 俸	基本給月額
1	2 4 9,0 0 0
2	2 9 9,0 0 0
3	3 4 9,0 0 0
4	3 9 8,0 0 0
5	4 9 8,0 0 0
6	5 9 6,0 0 0
7	6 9 4,0 0 0
8	7 9 4,0 0 0
9	8 9 2,0 0 0

単位：円

別表 3 (第 2 6 条関係) 任期付専門職員基本給表

号 俸	基本給月額
1	1 8 0,0 0 0
2	2 0 0,0 0 0
3	2 2 0,0 0 0
4	2 4 0,0 0 0
5	2 6 0,0 0 0

6	280,000
7	300,000
8	320,000
9	340,000
10	360,000

単位：円

附 則

この規則は、平成 29 年 1 月 20 日に改正し、同日から施行する。